

## 「いちご王国」アンバサダー公募要領

(趣旨)

第1 「いちご王国・栃木」の魅力や栃木県のいちごに関連する情報等を県内外に向け広く発信することを目的として委嘱する「いちご王国」アンバサダー（以下「アンバサダー」という。）の公募に関する必要な事項を定めるものとする。

(アンバサダーの委嘱)

第2 アンバサダーは、「いちご王国・栃木」の魅力や栃木県のいちごに関する情報発信について高い意欲を持ち、かつ優れた情報発信等を行うことが期待される者から選定し、知事が委嘱する。

(アンバサダーの人数)

第3 アンバサダーの人数は10名から20名程度とする。

(アンバサダーの公募)

第4 公募によりアンバサダーへの応募を希望する者は、「いちご王国」総合サイトから応募するものとする。

2 応募期間は8月2日から9月末日とする。

3 アンバサダーの応募要件は、次のとおりとする。

(1) 18歳以上であること。

(2) InstagramやTwitter、Facebook、TikTok、YouTube等のSNS等の媒体を使用し、毎月2回以上「いちご王国・栃木」の魅力や取組又は栃木県産いちごに関する情報を発信できること。

(3) 情報発信を行うSNS等のアカウントのフォロワーや登録者等が50名以上であり、アカウントの閲覧制限がされていないこと。

(4) 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第2条第3号又は同条第4号の規定に該当しない者であること。

4 応募に要する通信料等の費用は応募者の負担とする。

5 応募者は選定結果について異議の申立はできないものとする。

(アンバサダーの任期)

第5 アンバサダーの任期は、委嘱の日から当該年度の末日までとする。

(アンバサダーの役割)

第6 アンバサダーは、自身のSNSや広報活動等により、「いちご王国・栃木」の魅力や栃木県のいちごに関連する情報等を、積極的に発信するものとする。

2 情報発信に係る費用はアンバサダーの負担とする。

(報酬)

第7 公募によるアンバサダーの報酬は1任期あたり15,000円とする。ただし、無報酬を希望するアンバサダーについては、この限りではない。

2 前項の報酬は、アンバサダーが第6に定める内容を適切に実施したことを確認した後、支払うものとする。

(委嘱の取消)

第8 知事は、アンバサダーが次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、委嘱を取り消すことができる。

(1) 第6の役割を果たしていないことが判明した場合

(2) 県民に不利益を与える行為、公序良俗に反する行為、その他アンバサダーとして不適当と認められる事由が判明した場合

(3) その他知事が不適正と認める場合

2 前項によりアンバサダーと第三者との間で生じたトラブル等については、県は一切の責任を負わない。

3 アンバサダーは委嘱取り消しについて、異議の申立はできないものとする。

(個人情報)

第9 公募によるアンバサダーの個人情報は、本事業の実施に必要な範囲でのみ使用するものであり、その他の目的では一切使用しないものとする。

(その他)

第10 この要領に定めのない事項については、経済流通課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4(2022)年8月1日から適用する。